

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（福祉・ワンルーム担当） （06-6208-9319）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づく建築物の事前協議
関連する 他局の名称	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
概要	高齢者や障がい者の方々をはじめ、だれもが安全で快適に暮らせるまちづくりをめざして、本市では「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」（以下「要綱」という。）を制定しており、要綱で対象となる建築物について建設や改修を行う場合に、エレベーターやスロープ、車いす使用者用便房などの設置等を指導しています。
根拠となる要綱等	大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000252310.html
行政指導指針	<p>要綱で規定する対象用途、規模の建築物の新築、増改築等を行う事業者は、その建築物の多数の方が利用する部分について、建築確認申請前にその計画について、市長と協議しなければなりません。</p> <p>○協議対象となる建築物の区分と規模</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校、病院、診療所、集会場、福祉施設、博物館、美術館、図書館、公衆便所、火葬場、調剤薬局、公益施設の用途のもの。 ② 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、その他これらに類するサービス業を営む店舗で延面積50㎡以上のももの。 ③ 飲食店、物品販売店、自動車修理工場の用途で延面積200㎡以上のももの。 ④ 神社、寺院、教会の用途で延面積300㎡以上のももの。 ⑤ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、冠婚葬祭施設、事務所の用途で延面積500㎡以上のももの。 ⑥ スポーツ施設、遊技場、公衆浴場、ホテル、旅館、ダンスホール、自動車教習所の用途で延床面積1,000㎡以上のももの。 ⑦ 共同住宅、寄宿舎の用途で住戸数50以上又は延面積2,000㎡以上のももの。 ⑧ 工場の用途で延面積2,000㎡超のももの。 <p>他に一定の複合用途建築物も整備対象となります。</p> <p>○整備内容</p> <p>出入口、廊下、エレベーター（以下「E V」という。）、便所等を、整備基準に適合するよう努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口 避難階における主たる出入口は、幅90cm以上とすること。（床面積500㎡以下は幅80cm以上） ・廊下 多数の者が利用する廊下は、幅120cm以上とすること。 ・E V 1以上のE Vは、かご及び昇降路の出入口幅80cm以上、かごの奥行き135cm以上、かごの幅140cm以上とすること。床面積の合計が5,000㎡以上の場合は、かごの奥行き135cm以上、かごの幅160cm以上とすること。 *共同住宅を除く ・便所 便所を設ける場合は、1以上車いす使用者用便房を設けること。 など
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000481667.html
備考	